

2020年度第2回大川市男女共同参画審議会会議録（要約筆記）

令和2年10月29日

- 1 審議会等の名称 第2回大川市男女共同参画審議会
- 2 開催時期 令和2年10月29日（木）13時55分～15時43分
- 3 開催場所 大川市役所 第1委員会室
- 4 出席者 男女共同参画審議会委員（8名）、事務局（5名）
- 5 内容

1. 議事

- (1) 第3次大川市男女共同参画計画（案）について
計画（案）の「序論」部分について
- (2) 第3次計画における重点的な取り組み（案）について

2. その他

開催行事（要約筆記）

（事務局） こんにちは。定刻よりやや早いが、皆さんお集まりであるので、ただいまより第2回大川市男女共同参画審議会を始める。今回は2名の委員の欠席の知らせを受けている。資料の確認をお願いする。第3次大川市男女共同参画計画（案）、第3次計画における重点的な取り組み（案）、平成31年の審議会での意見書、同じく平成31年の審議会での成果目標の達成に向けた重点的な施策が事前に送付したもの、レジュメと9月審議会の議事録を本日、机上配布としている。本日は第3次計画（案）の序論、重点的な取り組みについて審議していただき、内容についてご意見をいただきたい。会長あいさつをお願いする。ここから司会を会長へお願いする。

（会長） 皆さん、こんにちは。前回の審議会では皆さんから活発なご意見をいただいた。皆さんからの意見を反映させて計画が策定されるので、今回も活発なご意見をお願いする。では第3次大川市男女共同参画計画（案）の序論について事務局より説明をお願いします。

（事務局） 資料第3次大川市男女共同参画計画（案）の目次は前回審議していただいたので省略する。P1～4までを説明する。P1は計画策定の趣旨について、この5年間でDV防止法の改正、女性活躍推進法の制定など法的整備が加速化し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められていること、また、国連サミットでSDGsが採択されたことから、本計画においてもSDGsを位置づけることを記載している。P2から計画策定の背景として世界、国・県の動き、大川市の男女共同参画推進の取り組みを年代順に記載、P4は計画の位置づけとして根拠となる法令、市民とともに一体となって取り組むことの記載、そして計画の期間を記載している。以上である。

（会長） ありがとうございます。ここまでで何かご意見、ご質問はないか。なければ、P1～4についてはこれでいいという了承をいただいた。ではP5からの説明をお願いします。

（事務局） P5～7について、P5本市の現状として人口の推移、将来推計人口は第6次計画か

らの人口推計である。P 6 は家族形態の推移を大川市と福岡県と比較して示しており、大川市の夫婦と子どもからなる世帯は年々少なくなっているが、平成 27 年は福岡県よりも少なく、母子または父子家庭は多くなっていることがわかる。P 7 は平成 27 年の大川市の女性の年代別就業状況を福岡県と比較しており、結婚、出産を機に職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再び就業するいわゆるM字型の就労がみられるものの県よりもはっきりしておらず、大川市の女性は働き続けていることがわかる。P 8～18 は前回の審議会で報告した市民意識調査の結果から必要なものを選んだものである。以上である。

(会長) 人口などの説明があったが、これらについて意見、質問はないか。なければ、P 5～7についても了承を頂いた。P 19からの説明をお願いします。

(事務局) P 19～25について、P 19の計画の基本理念は現行計画と同じ理念を継承している。P 20は平成 30年に大川市男女共同参画推進条例を制定したので、条例の6つの基本理念を掲載している。P 21～22は基本目標ごとに現状と今後取り組んでいく内容を記載している。今回条例を制定したので、基本目標ごとに条例の基本理念のどこに該当するのか番号を記載している。P 23は本計画とSDGsの関係性について示し、17ある取り組みの中から7つの取り組みを本計画のゴールとしている。その下には基本目標ごとにSDGsの7つの取り組みのどれに該当するのかを示している。P 24からは重点的な取り組みを記載したいと考えており、この後に審議を頂きたい。P 25は前回審議会で提案した体系図を記載したい。以上である。

(会長) これらの考え方について何かご意見、質問はないか。委員の中で総合計画策定に関わられた方はおられるか。市はSDGsに取り組んでおられ、この計画にも反映されることとなっている。理念も現行計画から踏襲ということによろしいか。(了承) 考え方についてよろしいか。(了承)

(事務局) ありがとうございます。

(会長) では審議事項(2)の第3次計画における重点的な取り組み(案)について説明をお願いします。

(事務局) 重点的な取り組みをP 24に記載したいと考えている。A 3版の資料は平成 31年3月の審議会で現行計画の成果目標の達成に向けた重点的な施策として意見書を頂いたが、それをまとめたものである。A 3版の資料の後ろには、その時の意見書、意見書をまとめるにあたっての資料をお付けしている。第3次の計画では重点的に取り組むべき課題を明記し、推進したいと考えている。当時の審議から委員4名の方が交代となっているため、あらためて審議していただきたく提案している。

意見書をまとめるにあたっての資料<成果目標の達成に向けた重点的な施策>について、進捗状況の結果から成果目標がなかなか進まない状況を受け、今後重点的に取り組むことで、より成果目標に近づけるのではないかとということで平成 30年度に審議を頂いたものである。その成果目標につながる基本目標及び基本的施策を記載し、その横に5年間の実績、市民意識調査結果の目標については5年ごとに実施であるので、4年間は実績の記載はないが、実績をだせるものについては記載している。下には成果目標達成に向けた施策と現行計画にある具体的な事業を記載している。これらの課題を整理して意見書を作成していただいた。これをもとに今回第3次計画におけ

る重点的な取り組みとして掲載させてもらえないかと提案させてもらっている。基本目標と施策の表示、これを推進していくにあたって、こういうところを重点的に取り組むことで推進していこうということで、当時出た審議会からの意見をまとめたものを破線の四角囲みで記載している。あらためてこの内容について審議をいただきたい。

(会長) 資料の見方など何かあるか。重点的な取り組みをまとめた経緯などはよろしいか。書き方はどのようになるのか。

(事務局) 提案している通りと考えている。

(会長) 審議会での意見も載るとのことか。

(事務局) その点も審議していただきたい。

(会長) 私も含め読み込めていないと思うので、資料を読み上げてもらっていいか。

(事務局) 了解である。

(以下、基本目標ⅠからⅣの重点的な取組について読み上げ)

(会長) 基本目標Ⅰについていかがであるか。本日欠席の委員から事前に意見をいただいているので読み上げたい。基本目標Ⅰの重点的な取り組み「2. 学校教育の場での啓発活動の推進」となっているが、男女共同参画の視点を取り入れたカリキュラムの充実が重要である。啓発活動は重要であるが、学校教育の中でこの言葉を使うとやや消極的な印象を受けるので、しっかりとカリキュラムに組み込むとした方がいいのではないか。すでに行われていると思うが、女性の人権、多様な性のあり方、ジェンダーにとらわれない多様な暮らし方など、ライフコースや職業生活について、各教科や道徳などでキャリア教育、人権教育等として取り組む、充実することが望まれる。子どもたちにしっかりと男女共同参画社会に基づいた価値観を形成させることが将来、基本目標Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの実現につながる」との意見をいただいている。「1. 市民への啓発活動の充実」で市民と学校教育の場面が変わって啓発活動の推進をとということになったのか。

(事務局) この分野での施策目標を達成するための事業名が啓発の充実となっていたためかと思う。

(会長) 学校教育では違う言葉が良いとの意見であるが、いかがか。

(委員) 教育指導計画があり、その中に男女共同参画教育という言葉がある。

(委員) 長年、学校教育に男女共同参画という言葉をし込んでくれとお願いをして、入れてもらっている。しかし、日々の生活の中でどのように落とし込んでおられるのかはわからない。一步踏み込んでカリキュラムの案は良いと思う。先の話になるが、DVについてみると、もっと小さいころからの教育、3歳ぐらいからの教育が必要と思う。保健センターの仕事として踏み込んでもらいたい。最初の土台があつて、幼児教育、学校教育とあがっていくと思う。わが子を守るということを保護者にも考えてもらいたい。

(会長) 学校教育で性教育はあるのか。

(委員) 学校で学年ごとに男女とも同じように行っている。

(会長) カリキュラムは学校の中で独自に決められるのか。

(委員) カリキュラムは教育課程に基づいて、学校の地域、子どもの実態に基づいて取り組むものである。

- (会長) 教育課程よりカリキュラムと書いた方が具体的な実現性が高まるのか。その他の意見として防止教育についてと書かれてあるが、この言葉を使った方が良いということか。
- (委員) 性教育も大きなところであるが、最近インターネットなど子どもが実際に被害を受けることも出てきている。ドコモの安全教室なども含めた大きなカリキュラムとして入れてはどうかという視点ではないかと思う。
- (会長) 防止教育という表現で包括的に含めるということであれば、このままでいく方がいいのか、もう少し具体的にということがいいのか。
- (委員) 各目標でどのような事業を行うかということが大事だと思う。はじめから狭くするときついで、広範囲でとらえた方が良いのではないかと思う。
- (会長) そうであれば、こういう表現でよろしいか。先ほど、3歳児からという話があったが、現在は学校からとなっている。就学前も含めるか。
- (委員) 「2. 学校教育の場での啓発活動の推進」となると、小・中学校に限られ、審議会意見のPTAとなると、学校を連想する。
- (会長) PTAは市民であるので、審議会意見の中で、上の○の中に移動させた方が良くと思う。
- (委員) 学校教育は重要である。人格形成の場として考えていけばこのままでいいかと思う。
- (委員) 「学校教育の場」を「教育の場」にすれば、家庭教育、社会教育などいろいろ含められると思う。また、下段の破線四角囲みの審議会意見の中にDVが入っており、わかりにくくなっている。
- (委員) 学校教育は重要である。項目を増やすのは良いが、学校をとってしまうとぼやけてしまう。
- (委員) 下段の審議会意見は、当時の審議会で大事なことをあげていったもの。それをうけて事務局がこれとこれを重点的に取り組もうと提案しているもので、これ以外はしないというわけではない。いろいろある中から特化して取り組むことは大事だと思う。
- (会長) 学校教育の場であがっている審議会の意見は、ほとんどが防止教育のことである。カリキュラムの意見は、学校教育の中で男女共同参画教育を重点化してほしいということである。昨年の審議会での意見としては防止教育をとという意見があがり、これまでの意見では学校教育の場の重要性も上がっている。防止教育と男女共同参画教育を分けて、項目を増やして男女共同参画教育の推進を新たに設けてはいかが。
- (事務局) 現在の2つの取り組みに「男女共同参画教育の推進」を新たに追加するという意見を受け、次回の審議会で修正して再度提案させていただく。
- (会長) 基本目標Ⅱについてお願いします。
- (事務局) (基本目標Ⅱを読み上げ) 以上である。
- (会長) 基本目標Ⅱの重点的な取り組みについて何かあるか。
- (委員) 「2. DV相談体制の充実」についての審議会意見の中にDV相談専用電話の設置とあるが、電話だけなのか、相談員まで含めているのか。
- (委員) 専門相談員の配置をお願いしているが、まだ実現されていない。
- (委員) 電話回線だけが増えただけでは意味がないかと思う。
- (委員) 子ども相談の電話にかかってくることもある。
- (委員) ことが大きければ警察となる。電話を受け、各担当と連携して対応となるので、細か

- く書くのがいいのか。
- (会長) 被害者が安心して相談できる体制を事務局はイメージしているかと思う。
- (委員) 専用電話イコール専門職員とイメージしていたのでお聞きした。
- (会長) 破線の四角囲みの大川市男女共同参画審議会意見は委員の提案をそのまま記載してあるので、計画書用に書き直した方が良くかと思う。では基本目標Ⅲをお願いする。
- (事務局) (基本目標Ⅲを読み上げ) 以上である。
- (会長) 基本目標Ⅲの重点的な取り組みについて何かあるか。
- (委員) 地域活動で女性の意見を反映させる仕組みづくりは喫緊の課題である。第6次総合計画には職場があるが、働き方改革などもあるので職場も入れた方が良くかと思う。
- (事務局) 職場については基本目標Ⅳの労働環境の中に入れていく。
- (委員) 了解した。
- (委員) 区長会、町内会で男女共同参画に関する研修を受けたことがない。まずは研修を受けたいと思い、12月の区長会で取り組もうとしているところである。私の町内で啓発チラシを作成し、配布した。
- (委員) 区長が変わってから作成された。トップが変われば意識が変わる。
- (会長) 地域ですでに実践されているということである。
重点的取り組み1. 2. 3. と破線の四角囲みの大川市男女共同参画審議会意見が合致していないので、照合された方が見やすいかと思う。
- (事務局) 了解した。
- (会長) 基本目標Ⅳをお願いする。
- (事務局) (基本目標Ⅳを読み上げ) 以上である。
- (会長) 基本目標Ⅳの重点的な取り組みについてはいかがか。
- (委員) ここに書いてあることは、現実とギャップがある。大企業と小規模企業、民間と行政などの違いがあり実行することは難しい。商工会の委員も女性は2名である。女性オーナーはかなりいるが、参画する人は少ない。コロナで事業の継承が先にくると、心に余裕がない。男性の育児休業も気持ちはあっても、小規模の企業で取得されると仕事が回らなくなる。男女共同参画は小さい時から教える必要がある。大人は市報すら読まない。町内での勉強も大事、いろいろな分野で教育を続けていくことが必要。やはり理想でも言い続けることが大事だと思う。基本目標Ⅳについてはこれでいいかと思う。
- (会長) 今後5年の先を見越した計画なので継続することが大事である。ご意見ありがとうございます。他に何かあるか。
- (委員) 重点的な取り組み「2. 子育てと仕事の両立支援策の充実と事業者への啓発」について、法律は育児・介護休業法があり、職業生活と家庭生活の両立を目指している。介護の言葉を追加していただければと思う。資料の作り方について、P22の基本目標Ⅳの下から4行目「仕事と家庭の両立に向けて、子育てや介護等の支援の充実や…」とあるので検討いただきたい。また、「基本施策1 職業生活における男女共同参画の推進」「基本施策2 仕事と生活の両立支援」とA3版の重点的な取り組みの言葉が違うが、その点を教えていただきたい。
- (事務局) 重点的な取り組みは審議会意見としてあがった子育てと仕事という意見を集約してタイトルをつけたもので、施策とリンクしているわけではない。

- (会長) 重点的な取り組みの方が枠は小さいということか。
- (事務局) そうである。大きなところで計画があり、たくさんある中で特化して取り組もうということで絞り込んだものが重点的な取り組みで、頂いた意見を要約したものということになる。
- (委員) 了解した。
- (会長) 介護についてはいかがか、大川市の実情として介護している人、老々介護など男女共同参画の視点からの問題もあるかと思うが。意見書を出すための審議会では介護の問題は出なかったが、いかがか。
- (委員) 介護のために仕事をやめる人もいるので、やはり介護は入れた方が良いのではないか。
- (会長) 両立支援というのであれば介護を含むということによろしいか。
- (委員) 先ほど委員から推進と継続が必要だという話があったが、どこかに継続という言葉を入れられないかと思っている。例えば、下段の○の「雇用者への啓発を取り組む」を「雇用者への啓発を継続的に取り組む」などはどうか。
- (会長) ここは、継続的に取り組むということによろしいか。子育てと介護、継続的にという言葉を入れるということによろしいか。(了解) 他にあるか。
- (委員) 事業者、雇用者という言葉についても検討をお願いしたい。事業主、労働者かと思った。
- (会長) 雇用者となると雇われている側ということか。
- (委員) あまり雇用者という言葉は使わない。やはり労働者が一般的かと思う。
- (会長) 皆さんが言われた意見はまとめて、文言のチェックなどを改めて検討した方が良くかと思う。基本目標ⅠからⅣであがった意見について、事務局で検討をお願いする。破線の四角囲みの大川市男女共同参画審議会意見はこのまま記載するのか。審議会が頑張っているという見方もあるが、一方で審議会だけの意見と見られることもあるかと思う。ご意見があったらお聞きしたい。
- (委員) 第3次計画ではこの審議会委員意見は記載されるのか。
- (事務局) タイトルの下に審議会での意見を受けて、重点的な取り組みを推進していく…という文言があるので、ここの■大川市男女共同参画審議会意見のタイトルはいらないかと思うが、上の文章も含めて第3次計画ではこのまま記載するか、重点的な取り組みだけを記載するか、その点も検討が必要かと思う。
- (会長) 付け加えると、P4の「4. 計画の位置づけ」(3)には「本計画は「大川市男女共同参画審議会」による重点施策に対する意見書を受けて…」という文言はある。
- (委員) 審議会での意見を受けて、重点的な取り組みを推進していく…という文言は今回の資料のために記載されたものではないのか。
- (委員) 条例には審議会を置くことが明記されているので、この計画に審議会が関わるのは当然のことである。
- (会長) 書きぶりをどのようにするか。■大川市男女共同参画審議会意見は審議会用資料として書いてあるのか。
- (事務局) 破線の四角囲みの大川市男女共同参画審議会意見の文言を変えないということではない。諮問機関である審議会の意見を勘案して重点的な取り組みを見せるという形にはしたいと考えている。

- (会長) そのことは了解している。■大川市男女共同参画審議会意見が基本目標ごとに表記されているが毎回このように出すのか、資料用として出してあるのか。
- (事務局) ■大川市男女共同参画審議会意見という言葉は削除する。
- (事務局) 破線の四角囲みは記載したいと考えている。
- (事務局) これは審議会用の資料で、破線の四角囲みの文言は改めてご提案させていただきたい。
- (会長) 前回の審議会での意見で、現場でできること、できないこともあるので、5年後を見据えた内容を含めて事務局で再度確認をして次回ご提案いただくということでしょうか。
- (事務局) 了解した。
- (委員) P21～22 に基本目標ごとに基本的施策が2つずつ記載され、それを受けてP25には体系図があり、基本的施策の下に施策がある。その中で重点的に取り組むことと理解してよろしいか。そうであれば、基本的施策の下にある施策の文言は変わるということか。
- (会長) 基本的施策はすでに承認されているので変更はない。重点的な取り組みは、今の段階でいえば基本施策の下にくる施策の中でのさらにその下の取り組みかと思うが。事務局はどのようにお考えか。
- (事務局) 施策の下にくる取り組みの中でさらにピックアップしたものが重点的な取り組みということになる。
- (委員) 施策の下に来る取り組みとするなら、施策であげられている言葉と混同されないか。施策が19あるが、その中で審議会の意見を受けてあがった重点的な取り組みが施策のここに該当しますという考え方であった。
- (会長) 事務局ではどのようなお考えか。施策の重点項目を選ぶのか、施策の下の取り組みの中で特に進めていくものと、どちらの考え方が良いのか。
- (事務局) 重点的な取り組みはこの破線の四角囲みをまとめたものであるが、施策の下にあるいくつかの事業をまとめて言葉にしているので、見にくくなっているかと思う。この一つの言葉の中にリンクしている事業はこれとこれというのは、前回ご意見を出していただいていたのである。
- (会長) 重要な施策を選んだということではないということか。
- (委員) 施策の中で重要なものを選んだということではないのか。
- (会長) 施策が重点的な取り組みとであるのならば、言葉をあわせた方が良いのではないか。これらを含めて、事務局で再度まとめて提案してもらいたい。審議1についてはここまでであるので、その他の審議については事務局へ司会をお返りする。
- (事務局) (議事録公開の件について説明)
- (事務局) 了解した。次回の審議会の日程については、後日一覧表を送るので返信をお願いする。
- (委員) 計画書が出来上がったらどうなるのか。
- (事務局) 関係機関へ配布し、閲覧できる。概要版は全世帯配布である。以上で第2回審議会を終了する。本日はありがとうございました。

※追記

概要版の配布につきましては、全戸配布は誤りでしたので、次回審議会にて訂正いたします。